

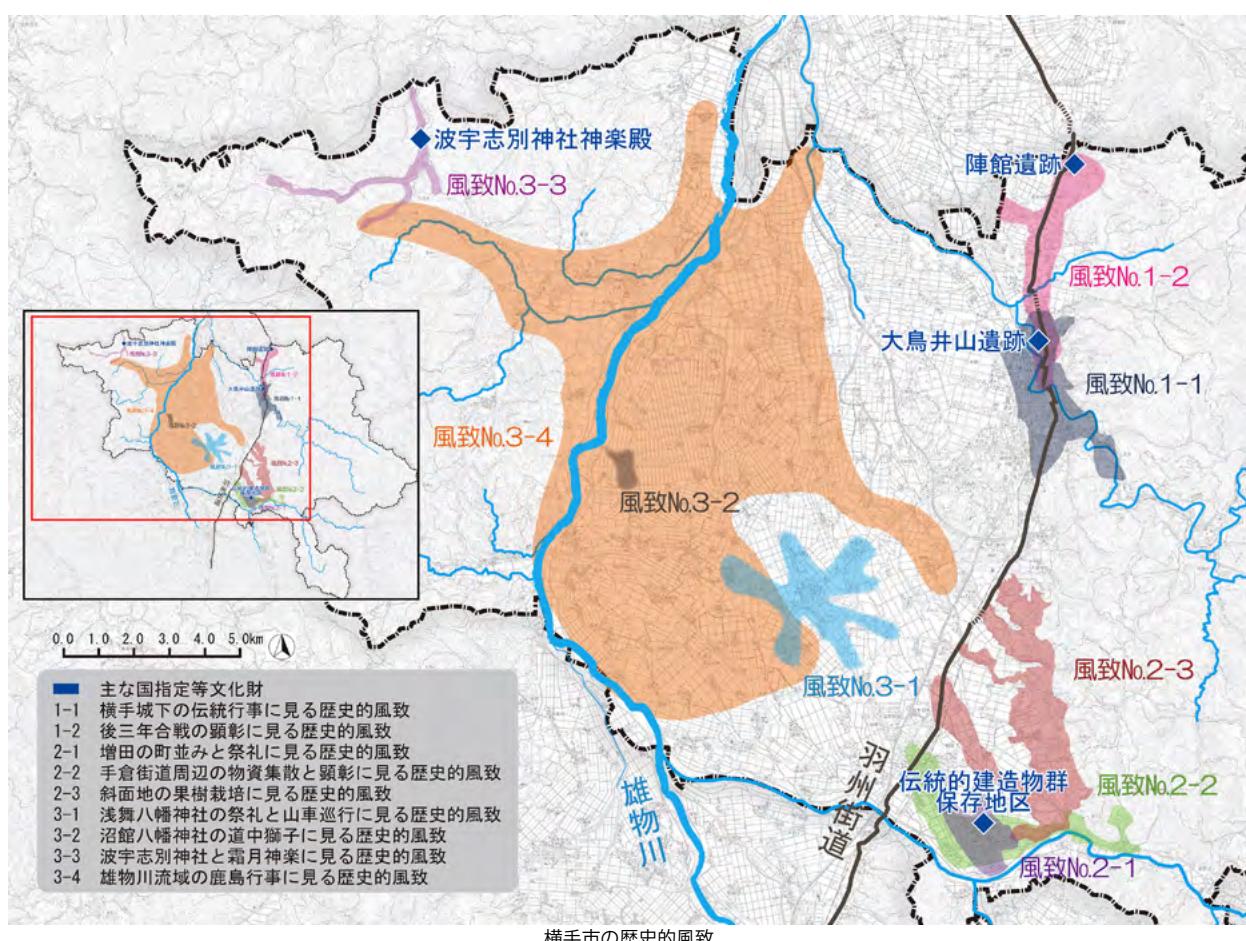
第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域と重点区域設定の考え方

1. 歴史的風致の分布

横手市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

本計画の第2章の中で、横手市における歴史的風致について3つの地域別に9つの歴史的風致を取り上げた。ここでいう3つの地域は「1. 北部地域」、「2. 南部地域」、「3. 中西部地域」である。第1章で取り上げたように、北部地域と南部地域は羽州街道で結ばれ、これから江戸時代までに整備された各街道が通っており、また、南部を流れる成瀬川は中西部地域を縦断する雄物川に合流し、遠く日本海に注ぐ。本市の歴史的風致も、多くが各街道や雄物川に沿って、或いは近接して形成されていることに注目すると、これらが市域に及ぼした影響の大きさが分かる。



9つの歴史的風致を街道ごとに区分すると、羽州街道にあっては、「1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致」「1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致」の2つ、羽州街道から分岐する手倉街道にあっては、「2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致」「2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致」「2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致」の3つ、同じく羽州街道から分岐する沼館街道にあっては、「3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡回に見る歴史的風致」「3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致」「3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致」の3つが該当する。雄物川については「雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致」が該当するほか、沼館、浅舞、増田等の風致の核となっている在郷町の形成については、雄物川の舟運による部分も大きい。なお、「3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致」については、古来より広く崇められていた当地域屈指の古社であり、異なる特徴を持つが、その信仰は雄物川や各街道を通じて広がっていったものである。

2. 重点区域設定の考え方

重点区域は、国指定等文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲とし、さらに重点的に施策を実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

重点区域を設定するにあたっては、前項で述べたように人、物、文化の交流の舞台となつた各街道や雄物川を意識し、地域別に3か所の重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を目指すことで、そこからもたらされ、生み出された歴史や文化を実感できるような施策に取り組んでいくこととする。

このうち北部地域では、国の史跡である大鳥井山遺跡等、羽州街道沿いに古代から近世までの各時代の拠点となった史跡があり、顕彰活動が行われるほか、近世に由来する伝統行事が城下町の名残を残す町並みで継続している。

南部地域では、横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）や十文字駅周辺等の発展に伴って形成された建造物と市街地の広がりが手倉街道沿いにあり、朝市等の商業活動のほか、近世に由来する祭礼や地域の発展に資した史跡の顕彰活動が継続している。また、眞人山麓から北に広がる樹園地では、りんご栽培が継続され、生産されたりんごが商店街に供給される。

中西部地域では、市の西端部に位置する保呂羽山に鎮座する波宇志別神社が、古来より広く信仰を集めており、国指定の波宇志別神社神楽殿等の建造物が残るほか、中世から「霜月神楽」が継続しており、周辺住民がこの行事を支える。

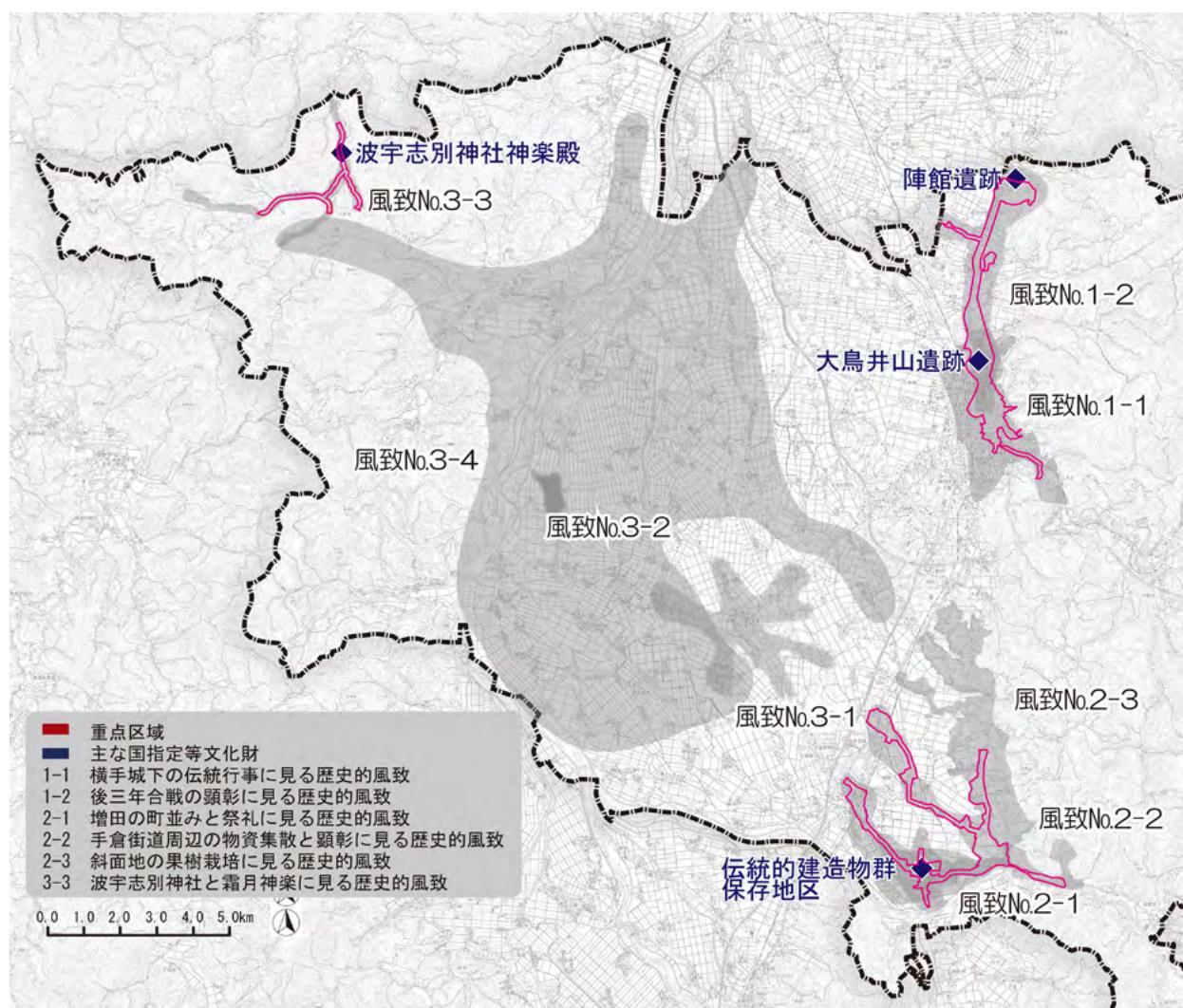
これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置のほか、都市計画法や景観法または屋外広告物法等に基づく制限等の様々な施策や、行政施策に頼らない個々の努力や住民活動によって、これまでその維持向上が図られてきているところではあるが、歴史的建造物の老朽化や解体、少子高齢化や人口減少による地域コミュニティの衰退と祭礼行事の縮小化、耕作地の遊休化等により、今後の歴史的風致の維持に支障を来たすことが予想される。

周知や広報については、個々の文化財についての情報は得られるものの、歴史的風致とい

う観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が市及び市民、また市外から訪れる人々との間で共有されていない。

このため本計画では、これらの課題を解決するとともに歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的特徴が際立って残っている「北部地区」、「南部地区」及び中西部地域の中で雄物川以西の「西部地区」を重点区域として設定し、各重点区域の課題に対応した施策を展開することで一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更や追加が生じた場合等に、隨時見直しを行うものとする。



3か所の重点区域

3. 重点区域の位置及び区域

各重点区域の区域は以下のとおりとし、この区域で重点的に歴史的風致の維持向上を図る。

(1) 北部地域

北部地域のうち、金沢地区には後三年合戦の決戦地・金沢柵のあった場所として古くから伝えられ、その伝承が残る「金澤八幡宮」や「景正功名塚」、「陣館遺跡」等がある。また「大鳥井山遺跡」のある朝倉地区にも多くの史跡や伝承地が残っており、羽州街道沿いの地域において、地域団体の手による保護や顕彰活動が引き継がれている。

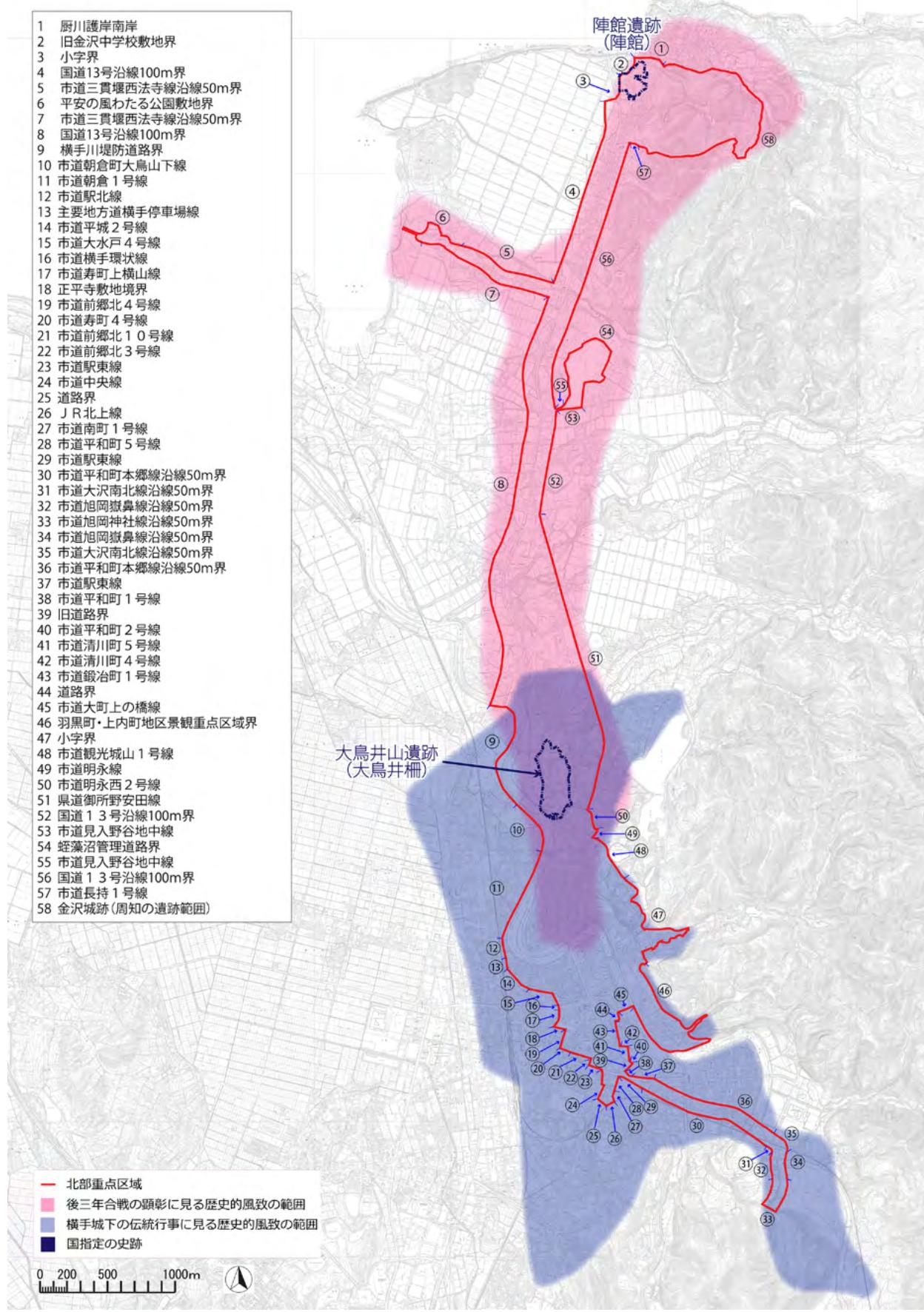
また、羽州街道を南下してくると、横手川と接する。当時の支配者層は、横手川や丘陵等の地形を利用した居館や城等の本拠を、時代の変遷とともに平場の「平城」地区に城を築き、その後、防御機能を高めるために現在の横手公園のある朝倉山に横手城を築いた。羽州街道は脇街道との結節点であったこともあり、政治や文化、経済の中心地となり、武家地の「内町」や町人地の「外町」の町割りが形成されていった。この地域においては「送り盆行事」や「かまくら行事」、「旭岡山神社の梵天行事」、「神明社の神輿渡御行事」等の伝統行事や祭礼が、江戸時代から行われている。

これらにより、大鳥井山遺跡、陣館遺跡から横手城に至る、古代から近世までの各時代において、横手市周辺域を治めた拠点としての史跡が羽州街道沿い又は周辺にあり、歴史的な結びつきの強い地域を北部重点区域として設定する。

区域の設定にあたっては、後三年合戦関連史跡の保護や顕彰活動が引き継がれている地域においては、羽州街道沿いの史跡の敷地界や良好な町並みの残る道路の中心から両側 100 m の範囲とした。また、横手城下の伝統行事や祭礼の活動が行われている地域においては、景観重点地区や歴史的建造物と良好な町並みが残る地域の景観に配慮し、横手市の用途地域決定の基準を基に道路の中心から両側 50 m の範囲等を設定した。

重点区域の名称：北部重点区域

重点区域の面積：約 436ha



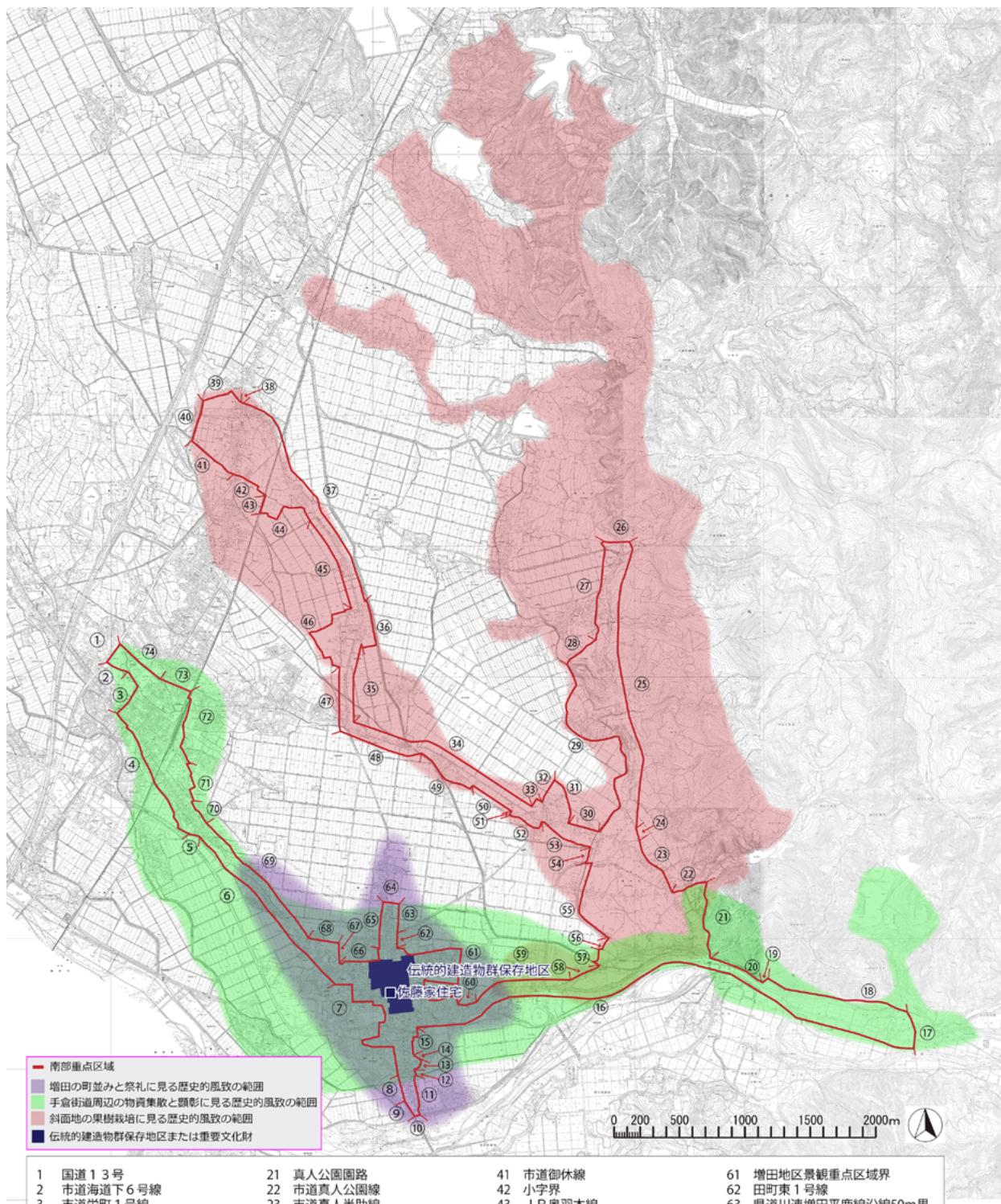
(2) 南部地域

南部地域は、保存地区を含む「月山神社の神輿渡御」^{がっさん}が行われる区域及び、奥羽本線の開通とともに商工業が発展し、商店街と共に朝市などの経済活動や顕彰活動が継続し、近代化に資した施設が残る増田から十文字にかけての手倉街道周辺の区域、加えて奥羽山脈の麓から横手盆地にかけて明治期以降、りんご栽培や顕彰活動が継続する区域を南部重点区域と設定した。この区域は、朝市を持つ商店街である増田が商品の集散拠点として発展し、奥羽本線の開通後は十文字駅を対外的な拠点として物資が集散し、一体的に発展した区域である。

設定にあたっては、保存地区を含む祭礼の活動が行われている区域の道路界や保存地区の繁栄を偲ばせる歴史的建造物が残っている手倉街道沿い、丘陵地に広がる斜面地のりんご園が道路沿いに続き、りんご栽培に関連した施設が残り、さらにりんご栽培の歴史が伝承されている地域や顕彰活動が行われている地域の道路や水路界、字界等を考慮した。このうち、道路の沿線における範囲は、朝市や直売所に出荷される農作物が生産されている環境の保全を図るために、道路の中心から両側 50 m とし、雄平フルーツライン沿いについては、横手市景観計画において丘陵地の景観形成軸に位置づけられていることから、果樹園の生産環境の保全とともに、景観計画で位置付けられている沿道からの眺望を確保するため、道路の中心から両側 100 mとした。

重点区域の名称：南部重点区域

重点区域の面積：約 412ha



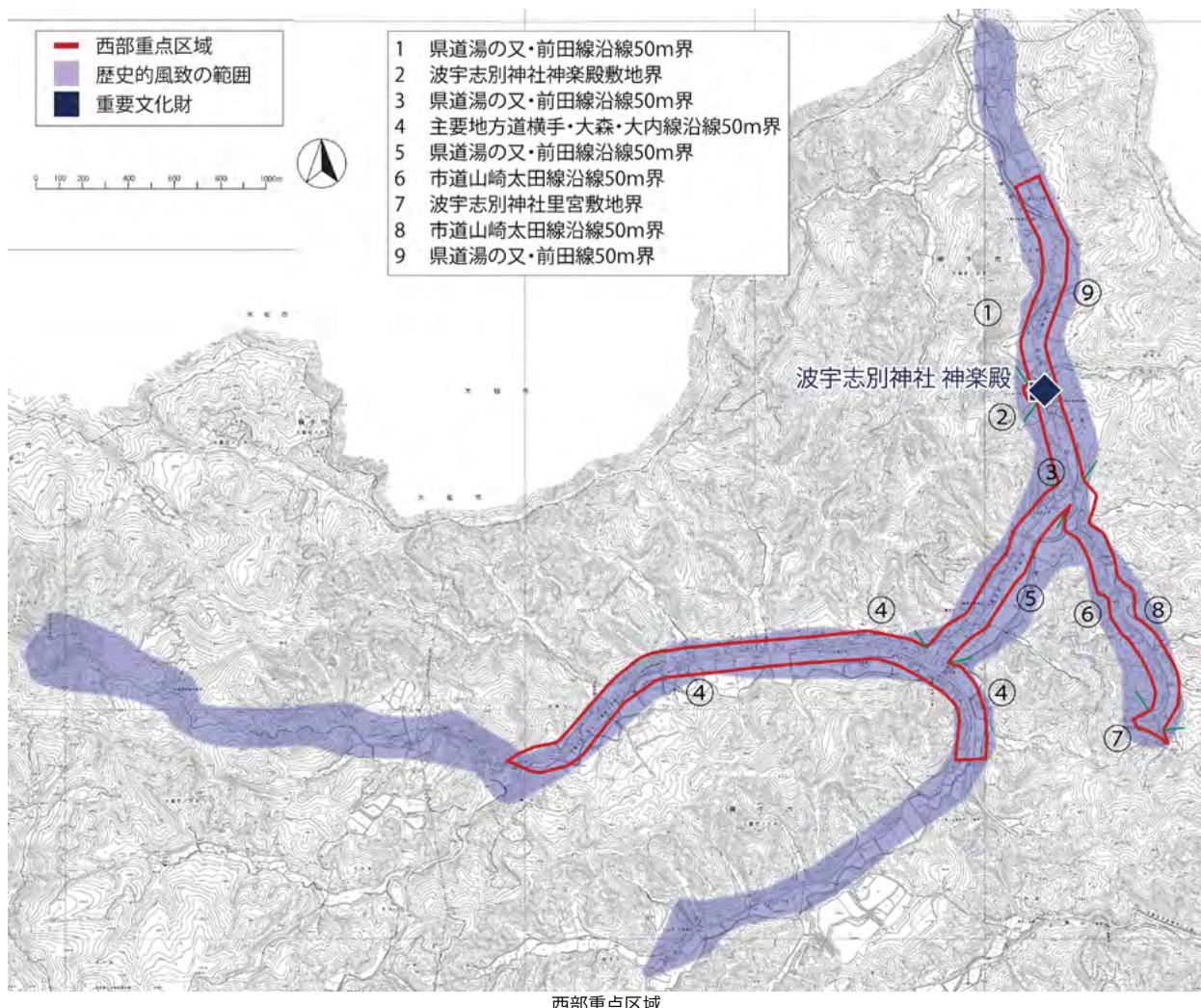
(3) 中西部地域

中西部地域のうち、重要文化財「波宇志別神社神楽殿」を中心に、国の指定の霜月神樂のほか本殿参り、春祭り等の波宇志別神社に係る年中行事のほか、これに関連する八沢木獅子舞等の行事が継承され、保呂羽山周辺の人々の営みが一体となって地域独自の文化が継承されている区域を西部重点区域と設定した。

設定にあたっては、波宇志別神社に関する歴史的風致を構成する、霜月神樂や本殿参り、春祭りなど波宇志別神社の関連行事や八沢木獅子舞行事を支える人々の主な居住地域のうち、集落行事や祝事等があった際に獅子舞が披露される範囲や、保呂羽山参道にあたる県道や主要地方道沿いを考慮した。道路の沿線における範囲は、景観計画の自然景観ゾーンに位置付ける山村集落の良好な自然景観を保全するために、道路の中心から両側 50 mを設定した。

重点区域の名称：西部重点区域

重点区域の面積：約 59ha



2 重点区域の設定の効果

本計画の策定により、これまで建造物あるいは伝統行事等が単体で認識されていたものが、活動が行われる市街地環境も含めて一体的に歴史的風致として定義づけられることにより、点から面として行政及び住民が地域への認識をより深める契機となるとともに、今後の地域づくりについて検討する始点ともなる。

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境保全・整備、伝統行事の継承・活性化を図ることができる。さらにこうした取組みによって、文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化が図られ、地域の歴史を大切にする必要性が住民の間で高まっていくことも大きな効果のひとつと考えられる。とりわけ、歴史的建造物や伝統行事等を長年にわたって守り支えてきた人々にとっては、これまでの活動が再認識されることになり、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信を創出すると考えられる。これらは、子どもたちが暮らしの中で楽しく伝統文化を継承することにつながり、そこで育まれた地域への愛着が、より良い地域社会を実現するための原動力として次世代に継承されることが期待される。特色ある歴史的風致の維持向上は、地域の魅力づくりにもつながり、横手で暮らすことの価値や魅力を向上させる効果のほか、他の地域からの観光・交流を通じた地域の活性化、コミュニティの広がりが地域の魅力を発信する機会を増大し、より多くの人を呼び込む効果も期待される。

また、3つの重点区域を設定し、個々の特徴を生かすことで、結果として市全域に様々な波及効果を及ぼすことが可能になる。北部は、中世から近世までの要素が歴史的風致を構成する。南部は近代、西部は中世である。このため、各重点区域間に一定のストーリー性を持たせることで、新たに市全域の回遊性の向上に資することができる。

一例として、通年的に市外からの来街者を受け入れる保存地区（近代）を出発点に、南部の区域内を回遊し、羽州街道沿いに北上しながら北部の横手城（近代）周辺や、大鳥井山遺跡、陣館遺跡（中世、古代）等を巡り、その周囲に広がる歴史的風致を体感する。さらに、現代から中世にまでさかのぼる各時代の人々から信仰を集めてきた西部の波宇志別神社（中世）周辺の歴史的風致を巡ることで、この地方の人々の紡いできた生活文化を体感することができる。南部から北部或いは西部へと時代をタイムスリップしながら回遊することになり、来街者にとって新たな旅のテーマを提示することができる。

このように、重点区域の設定によって、市内のそれぞれの地域のストーリーである歴史的風致を、さらに大きなテーマで結びつけることが可能になる。このため、各重点区域間の回遊性の検討にあたっては、重点区域間にストーリー性を持たせることで、結果としてこの地方の人々の営みの蓄積を体感することになり、市の文化に関する全容を把握することにもつながる効果を持つ。

重点区域における取組みは、市内の他の地域においても歴史的風致を活かしたまちづくりへの関心を高め、市全体へ効果が広がることが期待される。

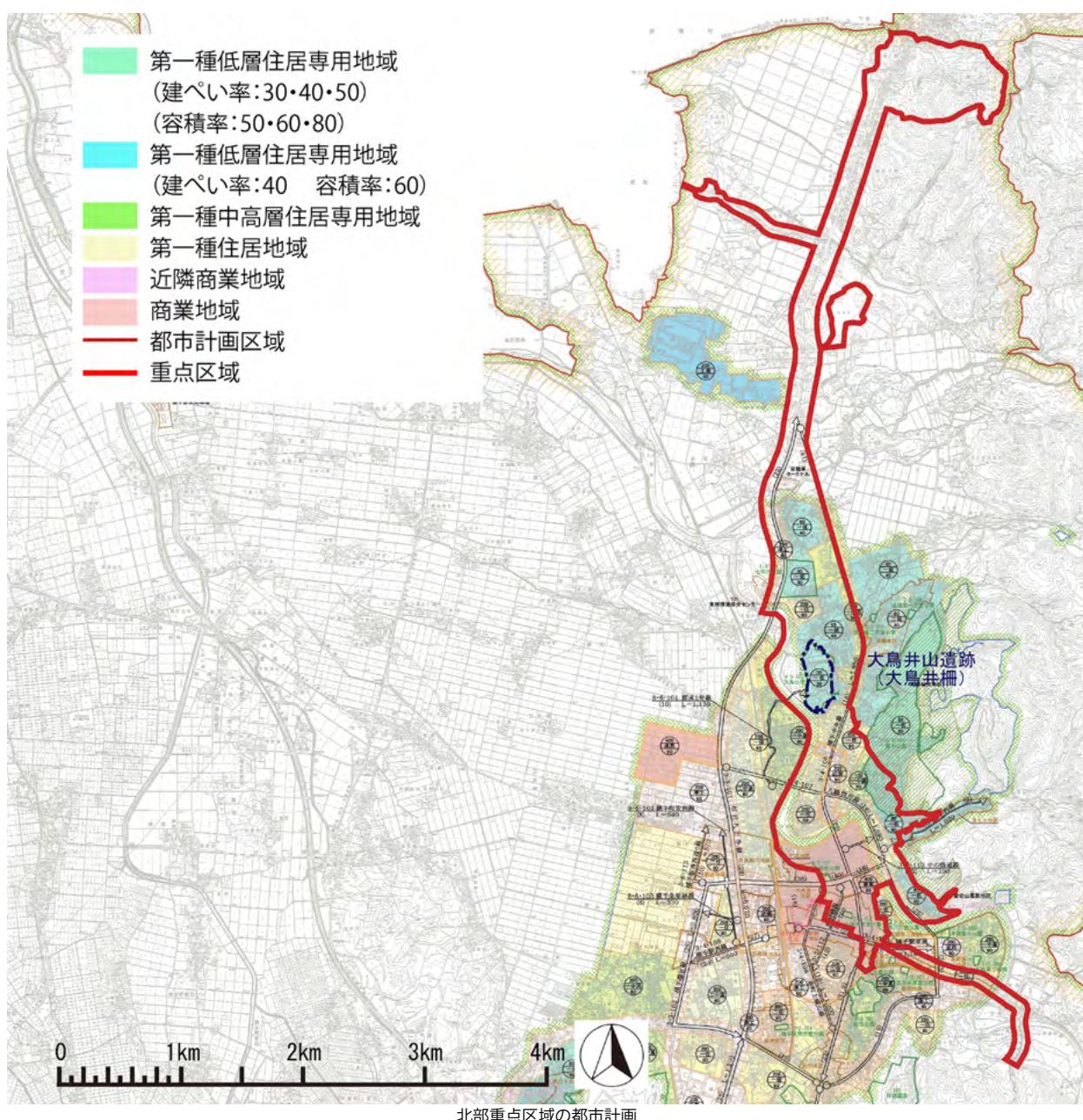
3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1. 都市計画との連携

3か所の重点区域のうち、北部及び南部の2か所の重点区域については、都市計画区域となっている。このため、北部及び南部の両重点区域においては、都市計画を前提とした施策を実施する。

なお、平成31年(2019)3月に都市計画マスターplanの改正を行ったが、改正にあたっては、本計画の要旨等も反映させながら策定した。

(1) 北部重点区域



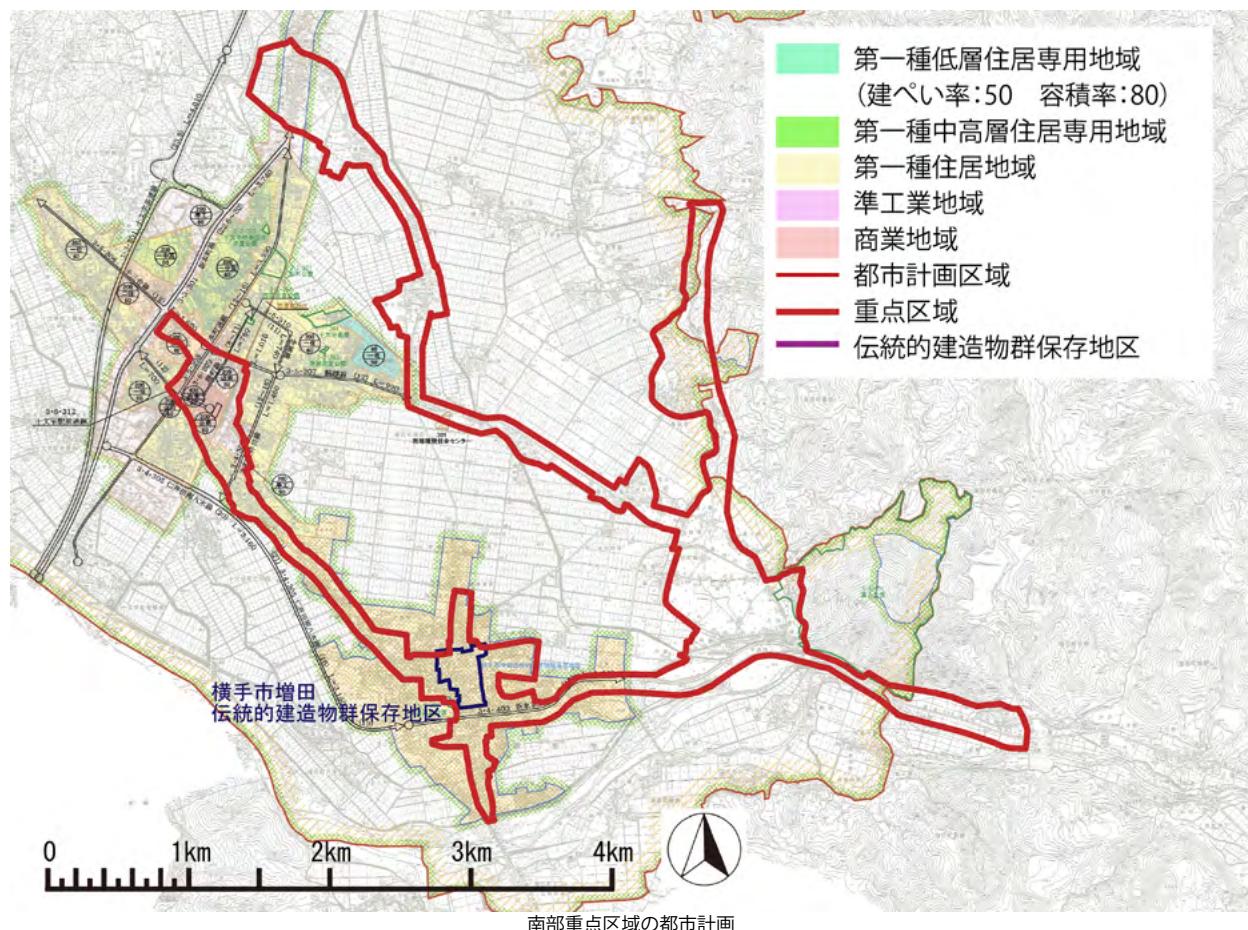
北部重点区域の都市計画は、横手都市計画区域として決定されており、用途地域や特定用途制限地域がある。

区域内北部の用途地域は、^{みさと}美郷町との市町村境から南に向けた国道13号の沿線の大半は特定用途制限地域の田園居住型のエリアであり、大鳥井山遺跡周辺は、第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域となっている。一方、区域内南部の用途地域については、城下町としての町割りから内町と呼ばれる旧武家地であった横手城周辺のほとんどが第一種住居地域となっている。また、外町と呼ばれる商人町の中心市街地エリアは、商業地域及び第二種住居地域となっている。第一種、第二種などの住居地域の道路の沿道については、住環境の保護を図る目的から、道路端より50mの範囲を標準として用途地域を設定している。

現在の街並みは、JR横手駅東口での再開発事業や土地区画整理事業により整備されており、併せて、都市計画道路や公園、下水道が都市計画決定され、都市機能と住環境のバランスの取れた市街地でもある。

今後も、市民との協働を前提に都市計画への理解を図りながら、計画的な土地利用やにぎわいの創出に向けて都市計画事業に取り組んでいく。

(2) 南部重点区域



南部重点区域の都市計画は、東部傾斜地の一部を除いて横手都市計画区域として決定されており、用途地域や都市区画区域内の用途地域指定のない土地に居住環境や営農環境に支障

のある建物の立地を制限する特定用途制限地域がある。

保存地区及び周辺のエリアは、平成 17 年(2005)の市町村合併以前より都市計画区域内であったものの、用途地域は定められておらず、現在の土地利用は、3,000m²の床面積を超える店舗・事務所、パチンコ店等の遊戯場・風俗施設、危険性や環境汚染の恐れが高い工場の立地を規制した特定用途制限地域の地域拠点型である。また、平成 25 年(2013)12 月には増田の商店街を中心とした地区が文化的価値の高いエリアと評価され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

次に、手倉街道周辺のエリアは、街道沿いが対象となっており、東西に広がりを見せていく。東側は、1,000m²の床面積を超える店舗、1,500m²の床面積を超える事務所、3,000m²の床面積を超えるホテル・旅館、遊戯場・風俗施設、危険性や環境汚染の恐れが高い工場の立地を規制した特定用途制限地域の田園居住型であり、保存地区を過ぎて西側は、用途地域が設定された十文字地域で、商業・準工業・近隣商業のエリアである。

この他、りんご生産の盛んな地区では、東側の斜面地に位置しているため、一部都市計画区域外のエリアもある。一方、果樹栽培に関連する倉庫等の位置は、国道 13 号の特定用途制限地域の沿道拠点型（地域拠点型と同様の立地規制）にある。なお、特定用途制限地域は、都市計画区域のうち、用途制限地域を除いた全域となっている。

南部重点区域は、交通の要衝であるとともに歴史的町並みや風光明媚なりんご畑が広がる横手を代表する景観を誇る。そのため、計画的な土地利用とにぎわいの創出に向けて、関係各位と十分な協議を重ねながら都市計画事業に取り組んでいく。



十文字地域の商店街



伝統的建造物群保存地区

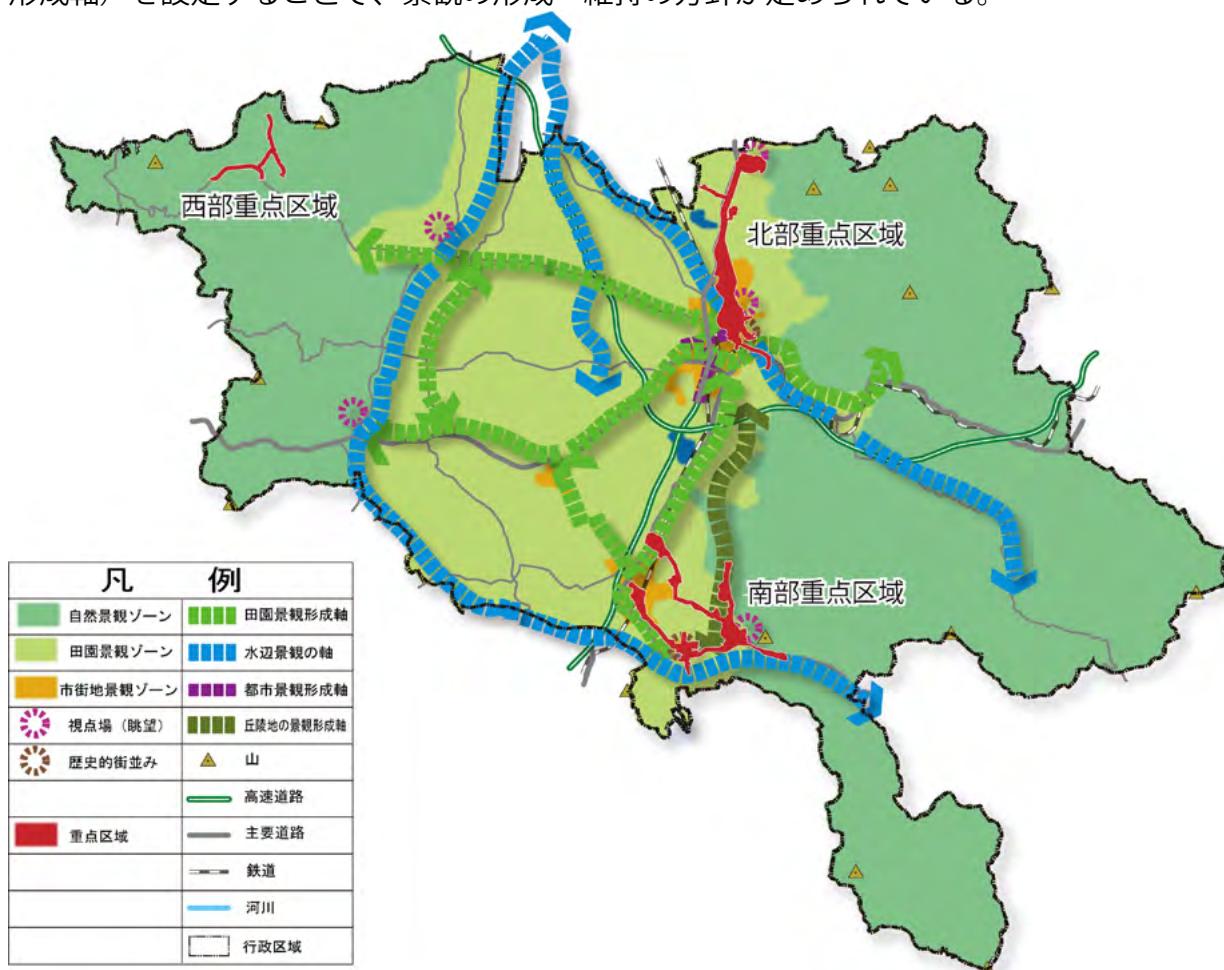


拡幅された国道 13 号

2. 景観計画との連携

横手市の景観施策は、平成16年（2004）に施行された景観法に基づき、積極的に横手の景観保全と創造に取り組んでいる。平成21年（2009）に横手市は景観行政団体になっており、その施策は、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の4つの柱から成り立っている。景観計画と景観地区に関する都市計画は、「山と川、豊かな歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」を目指している。

横手市景観計画では、自然景観、田園景観及び市街地景観の3つの景観に区分し、それらを横断する景観形成軸（田園景観形成軸、水辺景観形成軸、都市景観形成軸、丘陵地の景観形成軸）を設定することで、景観の形成・維持の方針が定められている。



ゾーン	自然景観ゾーン	: 奥羽山脈と出羽丘陵の山並みなどが良好な自然景観を創出するゾーン
	田園景観ゾーン	: 横手盆地に広がる農地が良好な田園景観を創出するゾーン
	市街地景観ゾーン	: 地域の魅力を向上させる良好な市街地景観を創出するゾーン
景観形成軸	田園景観形成軸	: 周囲の良好な田園景観と調和した良好な沿道景観を創出する軸
	水辺景観形成軸	: 市内を流れる主要な河川が良好な水辺景観を創出する軸
	都市景観形成軸	: 横手市中心部のイメージとなる良好な沿道景観を創出する軸
	丘陵地の景観形成軸	: 良好的な沿道景観を持ち、市街地や鳥海山などの良好な眺望を保全する軸
拠点	視点場（眺望点）	: 横手盆地の良好な眺望を見ることができる場
	歴史的街並み	: 後世に継承すべき良好な景観を擁する歴史的街並み

景観形成の方向性に基づくゾーニングにおける重点区域の位置

1) 景観計画区域

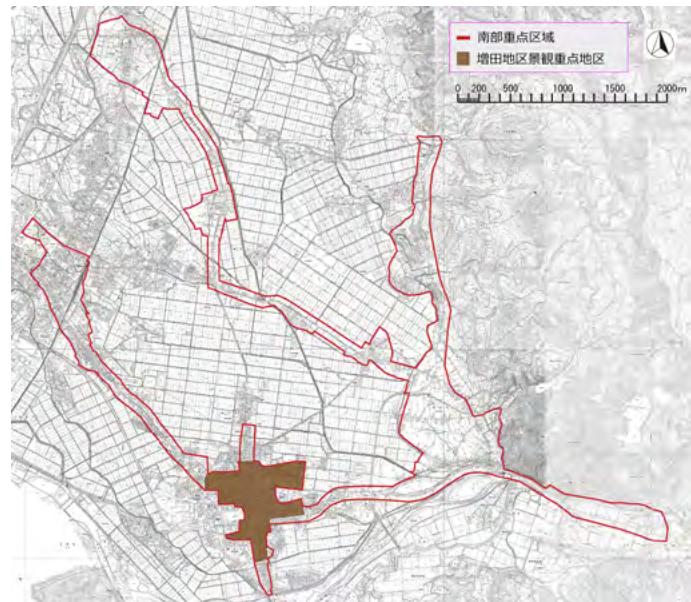
景観計画の区域は、平成 24 年（2012）9 月から横手市全域を対象としている。

2) 景観重点地区

横手市では、住民の意見や地区特性も踏まえながら、景観計画区域の中で特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っている。景観重点地区では、地区住民等の合意形成に基づき、地区独自の基準を定め、景観形成を図ることとしているが、横手市では、現在、「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の 2 地区が景観重点地区に指定されている。



北部重点区域内の景観重点地区



南部重点区域内の景観重点地区

「羽黒町・上内町地区景観重点地区」は、東西を愛岩山と横手川に囲まれた緑豊かな歴史的な雰囲気を感じられる住宅地であり、北部重点区域内に位置している。昭和 62 年（1987）以降、景観に関するまちづくり条例や行政と住民との申し合わせ事項に基づいて、自主的に建築物や塀、生垣等の独自の景観を維持すべく取り組んできており、現在も武家町の面影や武家風の屋敷が残り、愛岩山の自然と板塀が連なる通りが情緒ある景観を保っている。引き続き、旧武家町の町並みの骨格である板塀や生垣に見られる景観の保全形成を図り、歴史的建造物を核とした修景事業を強化していく方針である。

「増田地区景観重点地区」は市南東部に位置し、南部重点区域内の重要伝統的建造物群保存地区を囲むエリアである。本地区は、秋田県と岩手県・宮城県を結ぶ交通の要衝として、また雄物川水系成瀬川と皆瀬川の合流地点に位置することから政治・経済の上でも重要な役

割を果たした歴史豊かな地区である。増田地区景観重点地区は、重要伝統的建造物群保存地区約 10.6ha を囲む周囲 46.6ha の範囲であり、明治から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋が軒を連ねる町並みや歴史的雰囲気を感じる水路が残存し、景観上も保全を継続していく必要がある。引き続き、歴史的建造物への修景事業を継続するとともに、賑わいの創出や地域活力の増進に繋がる環境整備も展開していく方針である。

3) 景観重点地区内の行為の制限の内容

i) 羽黒町・上内町地区（景観重点地区）の景観形成方針と行為の制限

羽黒町・上内町地区は、自然環境に恵まれた、伝統的な落ち着いたたたずまいを持った景観を有している。これまで、住民と市の協力によって良好な景観を保全・維持してきているが、現存する大きな樹木は、地区にとっても貴重な財産であり、安全に配慮しながら、適切な維持管理をしつつ保存に努めていく方針である。さらに、敷地内の庭木や生垣は、これまで同様にその適切な維持に努め、新たな植樹や生垣化を積極的に推進していく。さらに、建物や塀等も、羽黒町・上内町地区の落ち着いた雰囲気や町並みと調和させ、周辺の景観に配慮したものとしていく。

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しく は模様替又は色彩の変更)	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築若しくは移転 外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ 2 分の 1 を超えるもの)
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しく は模様替又は色彩の変更)	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築若しくは移転 外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ 2 分の 1 を超えるもの)
開発行為	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の面積以上の開発行為 都市計画区域内：面積 1,000m²以上 都市計画区域外：面積 10,000m²以上 高さが 3 m を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの（一般地域と同じ）
樹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 10 m を超えるもの
物件の堆積	<p>1) 自動車、建設資材、ドラム缶等、ガラス瓶等の用途を廃止した物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たに堆積する場合：高さが 1.5 m 又は水平投影面積が 500m²を超えるもの ②既存の物件：追加後の高さが 1.5 m 又は水平投影面積が 500m²を超えるもの ③既存の物件で水平投影面積が 500m²を超える規模のものに追加して堆積する場合：追加する部分の規模の高さが 0.5 m 又は水平投影面積が 50m²を超えるもの <p>2) 1) に掲げるもの以外の物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たに堆積する場合：高さが 3 m 又は水平投影面積が 1,000m²を超えるもの ②既存の物件で①以下の規模に追加する場合：堆積高が 3 m 又は水平投影面積が 1,000m²を超えるもの ③既存の物件で①を超える規模に追加する場合：追加する部分の高さが 1 m 又は水平投影面積が 100m²を超えるもの

行為	規模等
土石等の採取、鉱物の掘採	・面積が3,000m ² 又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの
土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）	・面積が3,000m ² 又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの

行為の制限に関する届出対象行為の一例

ii) 増田地区（景観重点地区）の景観形成方針と行為の制限

増田地区は、城下町の町割りを継承して形成された歴史的町並みを有している。これまでも、住民と市の協力によって保全・維持してきているが、その中でも特に、建築物や工作物の建築や修繕にあたっては、歴史的な町並み、周辺景観との調和に配慮していく方針である。さらに、敷地内の庭木や生垣も、歴史的な町並みに合わせてその適切な維持に努めしていく。なお、横手都市計画で決定された保存地区は、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で規定する保存整備計画等に従うことになっている。

項目	基準	基準詳細
建 築 物 等	主屋の配置 (歴史的街並みの連續性に配慮する。)	表通りから後退しすぎない。 ・表通りからなるべく後退しない。 ・表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。
	形態意匠	地区の歴史的街並みに配慮した形態・意匠とする。 ・表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。
	高さ	歴史的街並みに配慮した高さとする。 ・表通りでは、原則、1~2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。
	色彩	歴史的街並みに配慮した色彩とする。 (表通り以外も色彩は同様。) ・無彩色(白・グレー・黒)、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。
	工作物等	形態意匠、色彩は上記と同様とする。(表通り以外も色彩は同様。)
樹木・植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。(表通り以外も同様。)	
空き地空き家	空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。(表通り以外も同様。)	

景観づくり基準の一例

3. 屋外広告物の制限

屋外広告物は、横手市屋外広告物条例の中で広告物の面積や高さ、形状、掲出方法に係る制限について詳細な基準を定めている。さらに、景観にも大きな影響を与えることから、周辺環境との調和を図る目的で、横手市景観計画に屋外広告物規制誘導に関する基本的な考え方を記載している。

横手市屋外広告物条例により、横手市内に屋外広告物を表示する場合は、原則として市長の許可が必要となり、許可の基準は、「全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）」と「広告物の種類別の基準（個別許可基準）」の2種類が存在し、広告物の許可は、これらの基準を満たすことが要件となる。

i) 全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）

a) 良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの

- ・特に景観に配慮すべき地域又は場所にあっては、広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。
- ・裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること。
- ・ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。
- ・蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ・住宅地等落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色や、けばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。

b) 公衆に対する危害防止に関するもの

- ・広告物等の材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいもの又は有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしたものであること。
- ・自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。
- ・交通標識及び交通信号の類と混同せず、かつ、これらを隠さないものであること。

ii) 広告物の種類別の基準（個別許可基準）

屋外広告物の種類別に、許可の基準が定められている。

a) 野立広告塔

表示面積を一面につき 30m²以内とし、高さを 15 m以下とすること。

b) 野立広告板

表示面積（両面に表示するものにあってはその片面の面積、数枚で 1 個の広告となるものにあってはその合計面積）を 30m²以内とし、高さを 10 m以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあっては、表示面積を 40m²以内とし、高さを 15 m以下とすることができる。

C) 屋上広告塔

耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあっては、高さを当該建築物の高さの 2/3 以下とすること。ただし、発光装置や照明装置を有する広告塔の場合、当該 木造建築物の屋上に設置するものにあっては、表示面積を 1 面につき 20m²以内とし、その高さを地上から 10 m以下とすること。建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合が 7/10 以下の場合にあっては、当該建築物の高さを超えない高さとすることができます。

d) 屋上広告板

耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあっては、高さを当該建築物の高さの 2/3 以下とすること。木造建築物の屋上に設置するものにあっては、表示面積を 1 面につき 20m²以内とし、その高さを地上から 10 m以下とすること。

e) 突出広告板

突出幅を、道路上に突出するものにあっては 1 m以内とすること。

f) 壁面広告板

表示面積を同一壁面の面積の 1/2 以内（当該面積が 30m²を超えるときには 30m²）とすること。大規模小売店舗の壁面に取の 1/2 以内（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）とすること。

※ 野立広告塔（板）は、道路、鉄道等、他の野立広告塔（板）から 100 m以内には設置できない。（ただし、市街地に設置する場合並びに自家広告物等又は公共広告物等を設置する場合を除く。）

※上記の広告物（壁面広告板を除く）が発光装置又は照明装置を有する場合には、信号機から 10 m以内（電光表示広告物以外は 5 m以内）に設置できない。

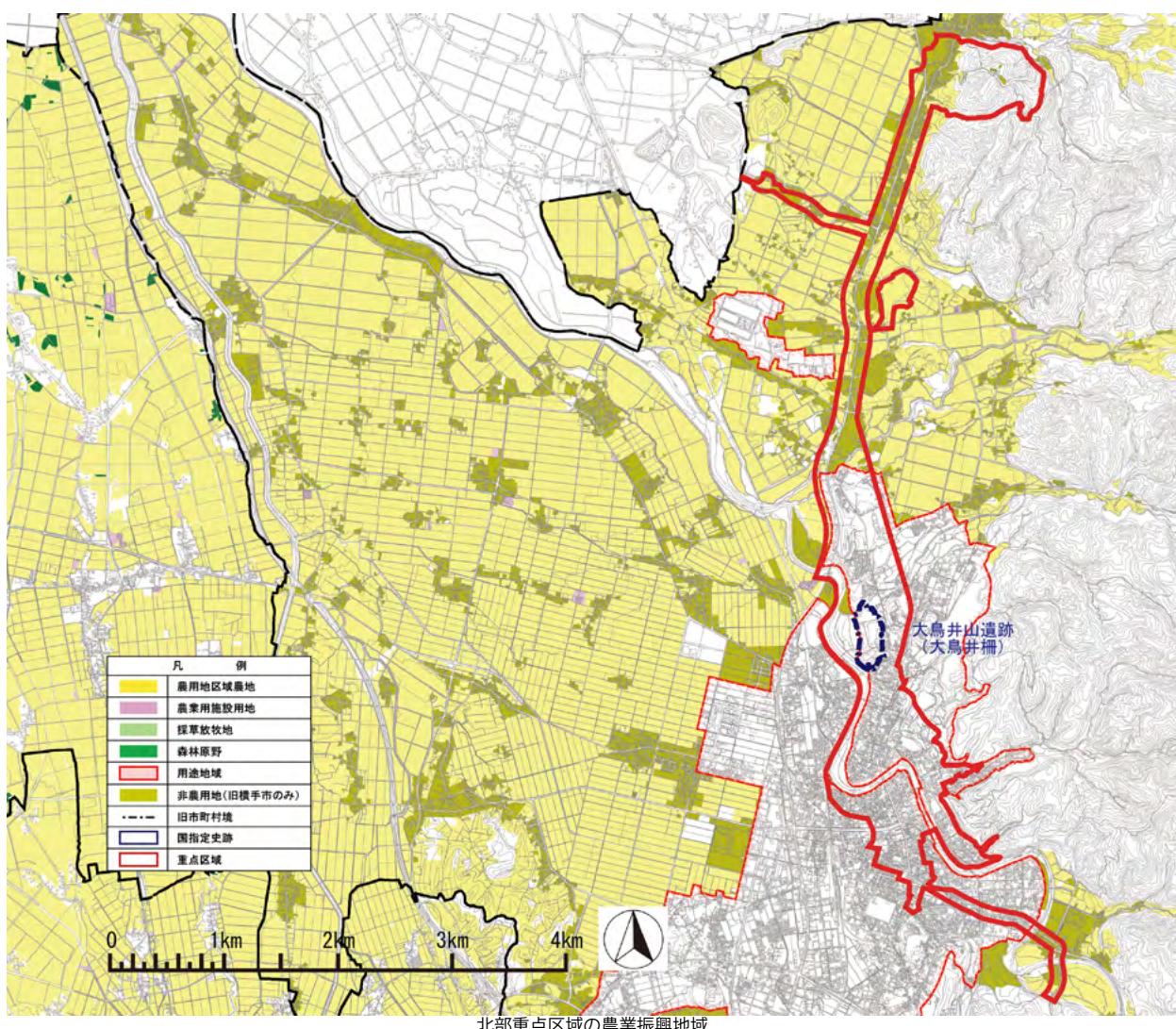
iii) 景観重点地区内の制限

原則として、横手市景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域である羽黒町・上内町地区景観重点地区、増田地区景観重点地区には、広告物を表示してはならないこととしており、引き続き景観重点地区の景観づくりの方向性を堅持していく。

4. 農業振興地域整備計画との連携

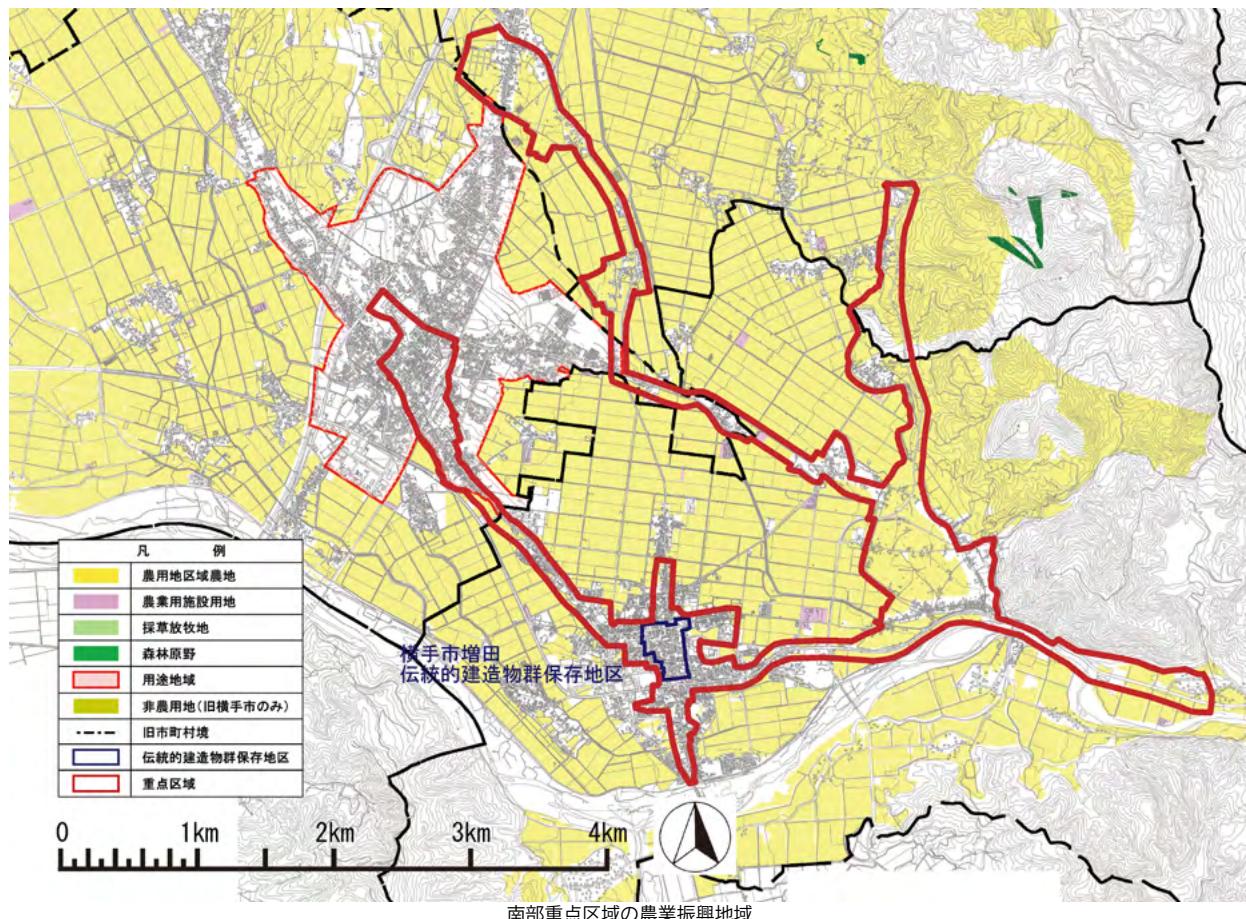
南部重点区域の北東部傾斜地の樹園地及びこれに隣接する平坦部の樹園地は、既に共同高性能農業機械による防除体制が確立しており、今後も樹園地としてグリーンツーリズムによる交流の場づくりを行いながら、観光農園も含め利用を促進することとしている。

また、若手果樹農家を中心とするネットワークづくりと共同防除組織の強化を図り、有効性のある助成措置のほか、農業者への各種情報提供と、新規就農支援制度を活用し、新たな



就農者を確保していくように努めながら、農業の健全な発展を目指し、一定の農業地域を保全形成するとともに、計画的に農業振興を図っていく。

このような取組みにより育まれた畠農景観を良好に後世に伝え、その保全と有効利用を図るため、農用地区域内の土地については、農地転用の制限、開発行為の制限を行いながら、農業景観行政と連携して農地の保全等に取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。



5. 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画との連携

「南部重点区域」の保存地区は、平成25年（2013）12月に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

本地区では、文化財保護法と同法に基づいた横手市伝統的建造物群保存地区保存条例により、増田地区の先人が生み出し、受け継いできた個性ある歴史的町並みを、地区住民や横手市民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上や地域振興、地域産業等に活かしていく。保存地区内においては、建物の新築、増改築、除却等や、建築物の修繕や色彩の変更等の外観変更等、現状変更行為に対して規制を行っている。

今後も引き続き、伝統的建造物が有する伝統様式及び諸特性の維持・復原のための「修理基準」や伝統的建造物以外の建築物等を形状変更がなされる時に用いる「修景基準」、修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合において、その歴史的な景観を著しく損なわないための「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、伝統的な町並みに配慮したものとする。

6. 大鳥井山遺跡保存管理計画との連携

「北部重点区域」に存在する大鳥井山遺跡は、平成22年（2010）に国の史跡指定を受けており、平成25年（2013）に策定された「史跡 大鳥井山遺跡保存管理計画」に基づき適切な保存・管理が図られてきた。

今後も引き続き、発掘調査や施設、工作物、道路の整備等により現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為とみなされる整備等を行う場合は、横手市教育委員会と事前協議を行い、文化庁長官の許可を得たうえで実施し、本計画に規定されている「現状変更等の許可に関する取扱基準」に基づいた整備・活用を行うことで、史跡の良好な保存・管理に配慮したものとする。